

豊後大野市分別収集計画 【第11期】

令和7年6月

豊後大野市環境衛生課

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

豊後大野市分別収集計画

令和7年6月1日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本市のごみ焼却施設は、供用開始後27年が経過しており、経年劣化に伴う機能低下に対応するため、基幹的設備の改修等を行いつつ、CO₂削減と長寿命化を図っている。令和9年度に供用開始予定である新環境センター（大分市）での広域処理移行までの間は、現在の処理体制を維持しなければならない。また、当市の最終処分場は既に埋立処分を終了しており、処理残渣等の処分は民間の最終処分場に委託している状況である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図ることを目的として、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画にて、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することにより、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①容器包装廃棄物の3Rを基本とした地域社会づくり
- ②すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ③適正な廃棄物処理体制の確保と資源循環型社会構築の推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	674 t	659 t	647 t	635 t	619 t
製品プラスチック	9 t	8 t	7 t	7 t	7 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、市報やアプリ、ごみの分け方・出し方の印刷物等を活用し、市民、事業者の容器包装廃棄物を含めたごみ処理に対する意識の改善を図る。

●環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、意識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

●過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパー・マーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

●販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の小売包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパー・マーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

●リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

●「プラスチック・スマート」キャンペーン登録の検討

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、豊後大野市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	
主としてアルミ製の容器	缶

分別収集する容器包装廃棄物の種類			収集に係る分別の区分	
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器		ガラスびん	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）				飲料用紙パック
主として段ボール製の容器				段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの				飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの。				ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（製品プラスチックを含む）				ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（製品プラスチックを含む）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

（法第8条第2項第4号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
主としてスチール製の容器	34 t	33 t	33 t	32 t	31 t					
主としてアルミ製の容器	47 t	46 t	45 t	44 t	43 t					
無色のガラス製容器	(合計) 70 t	(合計) 69 t	(合計) 67 t	(合計) 66 t	(合計) 64 t					
	(引渡量) 70 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 69 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 67 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 66 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 64 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 106 t	(合計) 104 t	(合計) 102 t	(合計) 100 t	(合計) 98 t					
	(引渡量) 106 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 104 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 102 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 100 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 98 t	(独自処理量) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 34 t	(合計) 33 t	(合計) 33 t	(合計) 32 t	(合計) 31 t					
	(引渡量) 34 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 33 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 33 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 32 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 31 t	(独自処理量) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t					
主として段ボール製の容器	122 t	119 t	117 t	115 t	112 t					
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 78 t	(合計) 78 t	(合計) 78 t	(合計) 74 t	(合計) 73 t					
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 78 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 78 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 78 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 74 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 73 t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 75 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 75 t	(合計) 74 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 74 t	(合計) 72 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 72 t	(合計) 71 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 71 t	(合計) 70 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 70 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(製品プラ含む)	(合計) 121 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 121 t	(合計) 119 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 119 t	(合計) 117 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 117 t	(合計) 115 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 115 t	(合計) 112 t (引渡量) 0 t (独自処理量) 112 t
(うち白色トレイ)	(合計) — t (引渡量) — t (独自処理量) — t				

※ 使用済みペットボトル等の容器包装廃棄物は指定法人である(公財)日本容器包装リサイクル協会の登録事業者リストから選定した事業者で入札を行い、全量引き渡しを行う。

一般廃棄物(ごみ発生量)												
市町村が収集運搬又は直接搬入するごみ			市町村が関与する集団回収、拠点回収等による排出抑制・再利用ごみ				市町村が関与しないごみ					
容器包装算定対象廃棄物量												
容器包装廃棄物排出量(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)			分別基準適合物量等(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)									
特定分別基準適合物			主と又務2容器務るがは省条器省必明無令第包令要ら償で6装でがかで定項リ定なで譲めでサめい再渡る規イる物商で物定ク物と品き(一する化る有る法てをこ償主第									
ガラス製容器		その他の改正容器包装	ペットボトル(飲料又はしょうゆ等用)	その他のプラスチック製容器包装	スチール製容器	アルミ製容器	飲料用紙製容器(アルミ使用なし)	段ボール	他のごみに混入する容器包装廃棄物			
無色のガラス製容器	茶色のガラス製容器	その他のガラス製容器							容器包装廃棄物以外のごみ			

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

$$\text{特定分別基準適合物等の量} \text{ 及び容器包装リサイクル法} \text{ 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(製品プラ含む)} = \left(\text{過去5年間の1人当たりのごみ総排出量の平均} \right) \times \left(\text{人口推計見込み(前年度} \times \text{平均増減率)} \right) \times \left(\text{過去5年間の容器包装廃棄物の回収率の平均値} \right)$$

過去5年間の1人あたりのごみ総排出量の平均 (348.06 kg/人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
352.89 kg/人	351.40 kg/人	347.08 kg/人	347.03 kg/人	341.88 kg/人

人口変動率は、過去5年間の人口変動率の平均値を算出 (-2.01 %)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
30,446 人	29,834 人	29,234 人	28,646 人	28,070 人

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶類	委託業者による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	委託業者による定期収集	市
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	市
	その他のプラスチック製容器包装 (製品プラ含む)	プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	民間業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在、缶・ガラスびん・段ボール・紙製容器包装については、本市の粗大ごみ処理施設で選別、圧縮（缶のみ）・保管している。分別収集したプラスチック製容器包装は、民間業者に委託し選別・保管している。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、型式、能力、数量等）
排出	ステーション	専用集積場所 ステーション数 799箇所 (但し、その他のプラスチック製容器包装 1,469箇)
収集・運搬	収集車両	専用収集車両 3tトラック - 4台 2t塵芥車 - 3台
選別・保管	粗大ごみ処理施設	破碎・選別・圧縮 (処理能力 22t/日)
	ストックヤード	258m ³
	民間業者ストックヤード	350m ³
	その他選別施設	ペットボトル減容機 (処理能力 100kg/h)

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	プラスチック コンテナ	3t トラック (平ボテ)	豊後大野市清掃セン ター粗大ごみ処理施設
アルミ製容器				豊後大野市清掃セン ターストックヤード
無色のガラス製 容器	びん類	プラスチック コンテナ	3t トラック (平ボテ)	豊後大野市清掃セン ターストックヤード
茶色のガラス製 容器				豊後大野市清掃セン ターストックヤード
その他のガラス製 容器				ペットボトル減容機
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	縛る		
段ボール	段ボール	縛る		
その他の紙製容器 包装	紙製容器包装	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ		
その他のプラス チック製容器包装 (製品プラ含む)	プラスチック 製容器包装	指定袋	2t塵芥車	民間業者 ストックヤード

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・本計画の策定に関し、市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、普及啓発活動に努める。
- ・学校及び自治会等の集団回収を推進するとともに、収集運搬コストの節減を図るものとする。
- ・ペットボトルやその他のプラスチック製容器包装については、発生抑制とともに可能な限り再利用を図るものとして、環境への負荷、再資源化に必要な行政コストや再資源化技術の動向などを考慮しながら、分別収集の拡大や導入を図るよう努める。
- ・各自治会の環境衛生委員の活動が円滑に実施できるよう支援するとともに、地域における集団回収等の協力を求めるものとする。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。